

## 山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金交付要綱

昭和52年	7月7日	指第7-16号	
昭和55年	4月25日	指第4-54号	一部改正
平成9年	9月29日	林振第8-30号	一部改正
平成17年	5月23日	林振第84号	一部改正
平成24年	3月30日	林振第1621号	一部改正
平成26年	4月1日	林振第135号	一部改正
平成28年	3月31日	林振第1833号	一部改正
平成29年	3月31日	林振第1847号	一部改正
令和3年	6月16日	林振第488号	一部改正

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県林業労働者通年就労奨励事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、一般社団法人山梨県森林協会（山梨県林業労働センター（以下「センター」という。））が実施する林業労働者通年就労奨励事業（以下「奨励事業」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号（以下「規則」という。））に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助対象及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助対象

センターが行う奨励事業に要する経費

(2) 補助額

イ 事業費補助額

実施要綱第2の5による従事者に給付される奨励金の総額から、当該就労日数区分の従事者、事業主の掛金総額及び市町村補助金の総額を差し引いた額とする。

ロ 事務取扱費

センターが行う奨励事業の事務取扱費として、従事者1人につき600円以内とする。

(補助金の対象となる期間及び日数)

第3条 補助金の対象となる期間は、毎年1月1日から12月31日までの期間とし、補助金の対象日数は225日までとする。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 第2条に基づく事業の内容を変更する場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けること。

ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の20%以内の減額である場合は、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに知事に報告しその指示を受けること。

(補助金交付の申請)

第5条 センターは、補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の方法)

第6条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、全部または一部を概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとするセンターは、補助金概算払請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書(第3号様式)を事業期間終了後、速やかに知事に提出するものとする。

(事業規程等)

第8条 センターは、この要綱に基づき、林業労働者通年就労奨励事業規程等を定め、知事に提出するものとする。

付 則

- 1 本要綱は、昭和52年1月1日から適用する。
- 2 山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金交付要綱(昭和49年9月20日、指第9-41号)は、廃止する。

付 則

- 1 本要綱は、昭和55年1月1日から適用する。

付 則

- 1 本要綱は、平成9年9月29日から施行し、施行日以前の事務については従前のおりとする。
- 2 本要綱は、平成17年1月1日から適用する。

付 則

- 1 本要綱は、平成24年3月30日から施行し、平成24年1月1日から適

用する。

付 則

- 1 本要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

- 1 本要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

- 1 本要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

- 1 本要綱は、令和3年6月16日から適用する。

第1号様式

第 年 月 日  
年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金交付申請書

年度において次のとおり林業労働者通年就労奨励事業を実施するの  
で、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書（別記1）
- 2 収支予算書（別記2）

第2号様式

第 年 月 日  
第 年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助金の概算  
払をされたく、山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金交付要綱第6条の  
規定により請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額①	既概算 交付額②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額④	備考
				別添(別記1 のとおり)

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現 金 指定金融機関名  
(2) 口座振替 振替先銀行名 預金種別  
口座名 NO.

第3号様式

第 年 月 日  
年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金実績報告書

年度において次のとおり林業労働者通年就労奨励事業を実施したので報告します。

- 1 事業実績書（別記1）
- 2 収支決算書（別記2）

第4号様式

第 年 月 日  
号

山梨県知事

殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった山梨県林業労働者通年就労奨励事業費補助金については、山梨県林業労働者通年就労奨励事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり計画を変更（中止、廃止）し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書（別記1）
- 3 収支予算書（別記2）

年度 林業労働者通年就労奨励事業計画書(実績書)

(金額単位:円)

林業従事者 所属区分	日数 区分	労働 者数 A	延人 日数 B	奨励金 (給付額)		奨励金内訳										事務費				
				補助金						掛金				e						
				C 1人 1日 当り	B × C a + b + c + d 金額	D 1人 1日 当り	a		b				F 1人 1日 当り	c		G 1人 1日 当り	d		H 1人 1日 当り	A × H 金額
							県	E 1人 1日 当り	恩特 (b')		市町村			事業主	労働者 (本人)					
			B × D 金額	I 人日数	E × I 金額	J 人日数	E × J 金額		B × F 金額	B × G 金額										
森林組合	100~199日			500		155		125					110		110					
	200~225日			830		340		215					165		110					
	計																600			
林業その他 事業体	100~199日			500		155		125					110		110					
	200~225日			830		340		215					165		110					
	計																600			
合計	100~199日			500		155		125					110		110					
	200~225日			830		340		215					165		110					
	計																600			
														県補助金及び 事務取扱県補助		a + e				
														恩賜県有財産 特別会計補助金		b'				
														合計						

別記2

収支予算（決算）書

1 収入の部

科 目				
労働者掛金				
事業主掛金				
市町村補助金				
恩賜県有財産特別会計補助金				
県補助金				
小 計				
事務取扱県補助金				
加 入 金				
そ の 他 収 入				
小 計				
合 計				

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	較 増 減	算 出 基 礎
給 付 金				
取 扱 事 務 費				
合 計				